

第34回 静岡市景観審議会 議事録

1 日 時 令和5年3月7日(火) 10時00分～11時30分

2 場 所 静岡市役所新館9階 特別会議室

3 出席者

(委員) (○:会長)

○遠藤 新、荻野 泰用、町田 怜子、長尾 亜子、藤田 祐司、長阪 有美奈、池田 文信、
岩崎 一郎、吉野 通範、秋山 武弘

(事務局) 都市景観推進係:鈴木主幹兼係長、本多主査、水崎主任技師、古永家技師

4 欠席者 2名 (委員) 石上 鎮夫、渡邊 龍太郎

5 傍聴者 なし

6 審議事項

道路における良好な景観形成のための取組について

7 その他事務連絡

- ・静岡市都市景観表彰事業「静岡市まちかどコレクション 2022- '23」について
- ・景観事業への取組について

8 会議内容

- ・事務局職員の紹介
- ・建築総務課長挨拶
- ・第10期_各委員の自己紹介
- ・出席者10名/12名 条例等施行規則第57条第2項の規定により、会議成立
- ・議事録署名人の指名(遠藤 新 会長、荻野 泰用 委員)

- ・審議事項:道路における良好な景観形成のための取組について、事務局から説明
(説明資料(概要版)、説明資料、別紙①～⑤)
- ・静岡市都市景観表彰事業「静岡市まちかどコレクション 2022- '23」について事務局から説明
(配布資料なし)
- ・景観事業への取組(眺望地点:梶原山公園の視点場環境整備)について事務局から説明

【議題】

「道路における良好な景観形成のための取組について」

遠藤会長

それでは次第に従って進めていきます。「道路における良好な景観形成のための取組」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

※資料をもとに審議内容の説明

遠藤会長

説明、ありがとうございました。では、今日は審議事項のポイントは2つあると事務局が整理しています。皆様に意見を伺いながら、意見をもとに内容をまとめていきたいという事務局の意図であると思います。協議対象の選定方法はこれで良いのかということが1つ目。年間何本の協議を見込んでいるのかを教えてください。2つ目は、道路設計部局との関わり方についてです。景観チェックシートというものを用意して、景観担当で現地調査をして景観配慮のポイントを洗い出したうえで道路設計部局と協議をする。そういう進め方で良いのかどうかということです。あとはそれ以外に、そもそも何を指すのかという点や、この取組を導入するということは、景観担当のなかに、「これまで行ってきた道路設計部局の道路設計が物足りない。」「これまででは不十分だ。」という認識があるわけだと思うのですが、「では何を指すのか。」、ということをしっかり道路設計部局へ伝えていくことが大事ではないかと思うのですが、そのようなことも踏まえて委員の皆様にご意見を伺っていききたいと思います。ちなみに年間何件程度の件数を見込んでいますか。

事務局

説明資料の6ページ目をご覧ください。こちらが今年度当初発注の工事・設計委託ですが全てで213件あります。この中で、今年度協議を行うとすると5～6件が協議対象になります。よって、来年度以降も5～6件程度が協議対象になると考えます。

遠藤

5～6件と聞くと少しこじんまりしているように感じます。このフローでの振り分けで5～6件とのことですが、何か1つ条件を外すと件数はもっと増えるのでしょうか。急に50～60件になるということはあるのでしょうか。

事務局

そこまではありません。まずはじめの「地区」での振り分けですが、ここで多くの工事が減らされていきます。この振り分けで10件程度に絞られていきます。

長尾委員

(モデル事業選定表の) 地区の中で、「それ以外の地区」から3件選んでいます、「それ以外の地区」はどういう理由で選んだのでしょうか。また今年度協議を行う地区も、同じ理由でフローの「その他の地区」から選ぶのでしょうか。

事務局

今年度モデル事業を選んだ目的は、景観チェックシートの各種項目の作成と、道路設計部に景観チェックシートの提出を求める工事を検討するためです。前回の審議会の際に「重点地区と都市景観促進地区を景観チェックシートの提出対象とする」と説明させていただきました。よって提出を求めるこれら地区を優先的に選んだうえで、それ以外の地区は「本当に提出の必要が無いのか」を確認するために選びました。「それ以外の地区」もそれぞれ特徴の異なる道路(住宅街の道路、郊外の4車線幹線道路、観光地周辺道路)から選んでおります。「当初検討していた提出を求める地区以外にも、景観担当が関与すべき工事はあるのか」の確認のためにその他の地区を選んでいます。

長尾委員

ではその結果、団地の中も景観は重要であると考えますが、来年度からは団地の中の工事は協議対象として選ばないということですか。

事務局

今年度のモデル事業(モデル事業④有東市営団地6号線)は、生活道かつアスファルト舗装と路肩側溝だけでした。また予算の種目としても、そこに何かグレードアップをしてデザイン系の舗装ができるというものではなかったので、景観協議をしてもしなくても結果は同じであると考えました。よって同様の工事について今後協議は行いません。ただし、団地の工事であっても、デザイン系の舗装をする、街路樹を植える、という工事があった場合には景観協議をやる意味があり、景観協議が大事だと考えているので、フローでは、「その他」に振り分けされてしまいますが必要に応じて協議をしていきたいと考えています。ただしやはり、周辺住民が通勤・通学で使うだけの生活道よりも、駅前メインストリートなど、多くの人を通る道路のほうが景観向上による効果は大きく優先度は高いと考えますので、まずは後者を優先してやっていきたいと考えています。

遠藤会長

モデル事業と同じように来年度からも地区や道路特性、工事内容の3つの要因で協議対象の道路を選んでいくと、どんなに多くても協議対象は10件程度で、20件はいかないということですね。

今年度のモデル事業の検証から、ある程度機械的に振り分けしていくわけですが、その振り分けで取り除かれる工事の取り除き方は、本当にそれで大丈夫なのかと少し思います。例えば、地域の人からすると大事な道路があって、やりようがないにしても少し何か考えてほしいという工事が仮にあったとして、少しだけ樹木の位置を変える、少しだけ縁石の規格を変える、ということだけでも、地域の人と一緒に道路をつくったという一歩になる気もします。このようなケースは、全てリストか

ら取り除かれてしまうのか、それとも協議対象として拾うことができる余地があるのか教えてください。

事務局

余地は残せます。フローの「その他」として赤破線枠で囲っている部分で協議対象として拾うことができます。このその他の例は3つしか書いていませんが、地元から声があがっている道路や、新しく住宅街を作るので道路のデザインを考えていく、という工事も拾える仕組みになっています。

遠藤会長

そもそも道路の改修があるということを住民が知らなければ、声をあげることができないですよね。そこが分かる仕組みはありますか。

事務局

道路設計部局から全ての道路工事を吸い出すときに、工事概要が把握できるようになっています。よって地元が関わることを想定される工事については、予め道路設計部局に確認し、そのうえで、協議対象とするかどうか判断することができます。

遠藤会長

承知しました。

吉野委員

私は道路設計の仕事を行っていますが、生活道で景観を考える、とすると中々アイデアが浮かばないというのが正直なところではあります。しかし、生活道に着目して何か少し設計を変えてみて、一般の人から「ここをこう変えたら景観が良くなった。」という声があれば次の道路でも反映でき、事例はできていきます。何か一つ事例ができたなら、それをヒントに次のアイデアが出やすいということもあります。設計を行っている職員だけで考えるのも良いですが、一般の方が使われる道路なので、例えば「縁石の規格を変えてみたら非常に良かった。」という一般の方からの意見があれば、それが生活道で考える景観配慮なのかなと思います。生活道なのであまりお金のかからない設計で、舗装は大体アスファルト舗装になってしまうと思いますが、多くの一般の方の意見を反映していけば、良い生活道の景観になるのかなと思います。

遠藤会長

生活道を協議対象とすることを通して、地域のまちづくり、自分の地域に対しての関心を呼び起こしていくような機会を作れるのではと思います。事務局いかがでしょうか。

事務局

これについても協議対象の選び方が大事だと思います。例えば、このフローどおりに協議対象を選

んでいったときに、協議対象が6件となったが、もう少し協議件数を増やす余地があった場合、かつ既に協議対象として選んだ道路の性格を見て、その中に生活道が無いとなった場合、生活道を協議対象の候補とします。そして次は道路設計部局に協議の打診をします。道路設計部局には、フローでは協議対象外であるが協議を行いたい理由をしっかりと伝え、協議に応じてもらうことができれば協議を行っていきます。生活道の協議対象候補が1件ですと、1部署で断られたらそれで終わりになってしまいますが、5件程度選んでおけば、どこかの部署で応諾が得られるのではないかと思います。吉野委員がおっしゃるように、生活道の景観について、まずは事例を作らないと次の段階に進まないと思うので、選んだ協議対象工事の本数と種類を見たうえで、生活道に対する協議の投げかけを行っていきます。

町田委員

生活道の話がありました。まずは道路の選定条件が大切だと思います。生活道でも通学路になっている道路があり、通学路をどうするのかという議論も加えた方が良いのかと思いました。三保の神社の前の道路もモデル事業になっていますが（モデル事業⑩）、この道路は選定条件の「保全が必要な眺望がある道路」に該当するのかなと思いますが、その他にも神社など地域のシンボルが周辺にある道路なども協議対象の選定条件に入っていれば良いのかなと思います。

遠藤会長

良い風景が見られる地域や、歴史的な景観資源がある地域は、重点地区、促進地区以外にもあるので、それらも地区特性を考慮して協議対象にしたほうが良いのでは、と言う話ですね。事務局いかがでしょうか。

事務局

モデル事業⑩は重点地区、都市景観促進地区ではないので、通常のフローによる抽出では協議対象から外れてしまいます。しかし、ここは、近年神の道が整備されるなど、市としても観光拠点として力を入れている地区になります。このように重点地区や促進地区以外でフローから外れてしまう場合であっても、環境拠点であったり、文化施設が周辺に合ったりする場合は協議対象としたいと考えています。

遠藤会長

町田委員から、通学路という話が出ましたが、街路整備は歩く人によっていかに心地よく感じられるかということが大事になりますが、通学路はまさに歩く人のための道だと思います。このあたりは事務局はどのように考えていますか。協議対象としている地区外でも、通学路を整備する工事は一定数ありますよね。

事務局

通学路が荒れていては安全な児童の通学はできませんので、一定数はあると思います。

委員の皆様から協議対象工事の選定が大事だと言っていていただき、事務局としてもまさにその通りだと思います。しかし道路設計部局と選定条件について話をしていくと、「なぜその道路なのか。」という意見や、一つ条件を決めると、「なぜ他は違うのか。」と沢山の意見が出て收拾がつかなくなっているのが現状です。今年度、道路設計部局と打合せをし、「地区」、「道路特性」、「工事内容」の3つの観点でフローにより選定していくということで道路設計部局に納得していただきました。しかし事務局としても、このフローで協議対象から外れてしまう工事についても関与していくべき工事はあると認識しておりますので、「その他」に分類される工事についても協議対象として幅広く拾えるような仕組みにしています。

遠藤会長

道路設計部局とフローを共有していくのであれば、「その他」の欄に今回委員からの意見が出た主要な生活道や通学路というキーワードが明示できると良いですね。

事務局

フローの表記にぼんやりしたところがありますが、少しずつ事例を重ねながら具体例を増やせていければと思います。

遠藤会長

ありがとうございます。その他意見ございますか。今回審議すべきは、協議対象の選定の仕方ともう一つは、景観担当の道路設計部局への関与の仕方ですよね。景観チェックシート（別紙③、④）を使用していくとのことですが、年間の道路工事は、新設、改良、改修と多くのものがあり、これまで道路設計部局がやってきたやり方がありますが、その中で、数 100 件の全ての工事に関与していくのではなく、10 件程度を選定して働きかけていくという仕組みですね。

モデル事業で、このチェックシートを使用してみて内容が大きくずれることは無かったですか。

事務局

無かったです。また、各モデル事業の担当職員と一緒に作った項目であり、道路設計部局を集めた意見交換会でもチェックシートの内容は確認が済んでいます。

町田委員

景観チェックシート【事前調査編】で、関係調整機関との調整について確認する項目があるのは非常に良いと思います。関係機関との調整を事前に行うことで、道路設計が地域に広がっていくと感じました。関係機関との調整は大変ですが、ぜひこの項目は残してほしいと感じました。

遠藤会長

関係機関調整の項目について、道路設計部局から何か意見は出ていますか。

事務局

モデル事業担当者との打ち合わせの際に、「警察とまだ協議をしていないが、これから協議を行います。」という意見を言ってくれた事例はあります。共架と言いまして道路上に柱が多くないことが望ましく、一本の柱に信号機や標識が付いているほうが柱を減らすことができ良いと考えます。しかし、警察（交通管理者）や市（道路管理者）も管理の問題で嫌がります。しかし、双方が協議して納得すれば共架はできます。「警察は警察で信号柱を設置する」、と協議を行わず設置している事例が多いのですが、打ち合わせを行ったモデル事業担当者は、「これから協議に行ってみます。」と言ってくれたので、景観担当からの働きかけは、効果があったのではと感じています。

秋山委員

現状の制度が分からないうえでの質問になりますが、エリアをチェックする要素として屋外広告物では規制地域というものがありますが、景観にも「景観に配慮した規制地域」のようなものはあるのでしょうか。

事務局

静岡市景観計画という大きくエリア毎の方針を定めたものがあります。

秋山委員

屋外広告物は「第一種規制地域」、「第二種規制地域」とエリア分けしており、学校周辺などの広告物の面積を小さくするエリアを定めていますが、景観では現状でそのような規制はないのですか。

事務局

現状は、施設に対して施設周辺を規制するというものはないです。都市計画における用途地域に即してゾーン分けをしています。さらにその上に、駅周辺などは都市景観促進地区としてゾーン分けをしています。

秋山委員

道路景観をチェックする一つとして、「環境に配慮したエリアである。」などのガイドラインがあった方が一般市民は分かりやすいと思います。

事務局

道路に対する景観のエリア分けは、現在静岡市において明確なものがありません。静岡市景観計画は令和2年に改訂しましたが、次の改訂に向けては、公共空間についてのエリア指定についても組み込んでいきたいと考えています。

遠藤会長

静岡市景観計画には、道路景観については明確にうたわれていないのですか。

事務局

うたわれていないです。周辺に調和する、など大きな意味では書かれていますが具体はありません。唯一、三保半島は三保半島景観形成ガイドライン[道路編]があり、道路景観について具体が示されています。それ以外では、重点地区景観計画に「道路の方針」として文章での記載となっています。

遠藤会長

こうした仕組みを続けていき、今後は景観計画にも道路景観について踏み込んだ内容を記載できればよいですね。検討をお願いします。その他いかがでしょうか。

荻野委員

今までこのような道路景観の取組は無かったので、重点地区であっても道路景観について具体的にうたわれてこなかったのが現状です。今後は、道路についても今回の取組の実績を積み重ねて、最終的には景観計画に道路について具体的に記載していく、そこを目指していくというのがこの取組の行先だと思います。それを目標として、この取組を進めていくことが大切だと思います。

事務局

事前説明の際、他の委員の方からも、エリア毎の一定の基準はあった方が良いという意見をいただいておりますので、次の景観計画改訂の際には、そのことを組み込んでいきたいと思っております。

遠藤会長

中々エリア別にこのエリアの道路はこうあるべきと言うことを示していくのは難しいと思いますが、何か大きな考え方を示すことができればよいですね。

事務局

また特に重点的にやっていきたい道路は、景観重要公共施設に定めることもできますので、市として重要な道路はその指定も併せて検討していきたいと考えます。

長阪委員

私は2期この審議会に参加していますが、外国人なので日本語が分かりにくいところが正直ありました。ですが今回、事務局が作成した資料はとても分かりやすくできておりました。お疲れ様でした。

一点再確認ですが、(景観協議結果を道路設計部局が、工事施工業者に指示する際は)景観担当は同席しますか。工事施工業者が、指示内容が分からない、ということにならないように注意したほうが良いと思います。それと、ほかの委員の皆様と同意見ですが、この取組の事例を多く作っていただき、もっと静岡市の景観を良くしていただければと思います。

それから、どこまでこのような事案があるか分かりませんが、今後静岡市でも外国人の道路工事に携わる労働者は増えていくと思いますので、外国人にもストレスがないような取組になっていければ

と思います。

遠藤会長

ありがとうございます。

長尾委員

どのように道路設計部局に意見を出していくのか知りたいのですが、色を選ぶだけではなくて、ベンチを置く、植栽を置くということも道路設計部局と一緒に考えていくと言うことで良いですか。

事務局

そうです。

長尾委員

その中で、ベンチのかたちや配置などの整理は、景観アドバイザーを活用すると言うことでよいですか。

事務局

その通りです。事務局の主観だけでは難しいところがあるので、判断に迷う場合は積極的にアドバイザー制度を活用したいと考えます。

長尾委員

アドバイザーの方はどうやって選ぶのですか。

事務局

既に市ではアドバイザーが5人います。照明や色彩、樹木、広範囲での都市景観の分野でアドバイザー就任を毎年度お願いしています。今まで遠方のアドバイザーに相談することが少なく、市内に在住しているアドバイザーに相談することが多かったのですが、今は zoom オンライン会議ができますので、気軽に相談できる体制を築いていきたいと考えています。

長尾委員

分かりました。ありがとうございます。楽しみにしています。

もう一つ意見を失礼します。道路景観に子どもたちを巻き込んではどうでしょうか。先ほど通学路という話もありましたが、できれば地元の方が一緒になって道路整備ができれば、道路への愛着も沸き、自慢したくなると思います。

長阪委員

私も同感です。私に対して「どのような社会活動をしていますか。」と質問されたときに、「多文化

共生協議会の委員です。」と答えると理解してくれるのですが、「景観審議会の委員です。」と答えても「どういうことを検討されるのですか。」と尋ねられることが多いです。これは「景観」という言葉が普及していないからだと思います。子どもたちを巻き込むことで学校でも景観という言葉が普及していけば良いと思います。また、そのことで道路を大事にする、樹木を大事にするという気持ちが子どもたちにも芽生えるのではないのでしょうか。

事務局

ありがとうございます。景観啓発について道路をきっかけに普及しては、という意見であると解釈しますが、景観教育を事務局としてもやっていきたいと考えているところです。今年度も中学校に一回、景観教育の講座を行ったのですが、中学生は「景観」という言葉を知りませんでした。私たちは土木職員を対象に景観研修を行っていますが、受講した土木職員からも「景観の意味を初めて知った。」という意見があり、景観と言う言葉が普及していないのが現状であると思います。よって、長阪委員の意見のとおり、景観啓発の観点からも道路景観協議を行っていききたいと考えています。そのために子どもを巻き込んでいくのは重要だと考えておりますので、道路設計部局が市民ワークショップを行うのであれば、そのようなことも事務局から提案したいと考えています。

遠藤会長

説明資料（概要版）の「委員からの意見」にも記載がありますが、市民の評価が大事だと思います。子どもや利用者からの評価の場があると、道路設計部局は自分がやっていることが何に繋がっているのかが理解することができるので、とても大事だと思います。現在、評価の場や評価の仕組みはあるのですか。

事務局

ありません。ただ、まちかどコレクションという都市景観表彰事業は行っており、市民から良い景観を募集し、その中から受賞物件を選定するという事業は行っています。また、今後本市の取組として景観協議を行い、整備された道路は市のホームページで紹介するなどの広報は行っていききたいと考えています。

遠藤会長

評価の仕方は、優れたものを表彰するというものが一つと、もう一つは、つくったものを広く知ってもらおうというものがありますが、現在、後者の仕組みがしっかりできていないのだと思います。現代の感覚で言うと、静岡市が YouTube で景観チャンネルのようなものを作るなどして、成果を出していけば子どもたちの目にも触れるのではないのでしょうか。景観賞で表彰するという評価の他に、静岡市の景観の取組を広く市民に発信していく仕組みがあったら良いなと思います。

事務局

ホームページや SNS もそうですし、主要な通学路でしたら子どもに、実際に現場で紹介するなど色々

な方法があると思いますので、委員の皆様がおっしゃるように多角的な評価を大事にしたいと思いません。

遠藤会長

市役所の仕事はどうしてもホームページに載せて終わりになってしまいますが、市役所のホームページを見る人は、よっぽど特別な事情がない限りいないので、色々な手法を用意しておくといいですね。SNSもFacebookを見ている層は、ある程度年齢が上の方で、若い人たちはTikTokしか見ていない。市のゆるキャラが新しくできた道路で踊るなど、色々な広報の仕方をSNSに合わせてやっていけたらいいですね。

秋山委員

絶対見ますよ。道路整備のビフォーアフターを見せたりするのはいいですね。

長阪委員

ビフォーアフターはみんな好きですね。

遠藤会長

うちの前の道路だ、という関心もあると思います。評価の方法、発信の方法は事務局で検討すべきだと思います。

町田委員

評価の仕方についての意見です。景観チェックシート【設計編】(別紙④)は専門用語が多いですが、このシートをもとに一般の方も評価がしやすい項目にして、一般の方がチェックできる評価シートがあれば評価がしやすいと思います。様々な学校でも、現場で子どもたちがワークシートを記入するというのをやっていますが、そのように教材として使えるチェックシートがあってもいいのかなと思いました。一般の人でも分かりやすいように集約できるところは集約して、「舗装のデザインが周辺と調和していてきれいだと思う。」などという項目ができればと思います。

長阪委員

子どもは想像力が豊かですので、色々な意見が出そうですね。

遠藤会長

確かにこの景観チェックシート【設計編】(別紙④)をもとに、子ども向けに翻訳して子どもが評価できるものを作成してもいいですね。小学校の授業でも使えると思います。

事務局

我々も今回チェックシートを作成したので、用途変換して活用したいと考えます。

池田委員

チェックシートをもとに協議し、道路を進めていきますが、整備完了後のアフターフォローとして、チェックシートの項目がどの程度できているかの確認は行った方がよいと思います。なぜかと言うと、このチェックシートは、道路設計部局と局間連携をして作成したとのことですが、局間連携という言葉はとても良いですがとても大変です。道路設計部局も、国や県の基準を元に既に景観に配慮して設計しているというプライドがあります。ですので、道路設計部局と上手くこの取組を進めていくには、やはり市民の声が大事です。工事が完成したところは公表していくという話が先ほどありましたが、記録として残して、尚且つ、「すごく良くなった。」などの市民の声を拾って、道路設計部局に届けることができれば、道路設計部局の意識の醸成に繋がるとと思いますので、完成後のアフターフォローを、新たなチェックシートを作成しないまでも実施して、道路設計部局と共有して、市民の声も記録として残していくということしてほしいと思います。

遠藤会長

モデル事業の工事は今年度すでに工事を行いましたか。

事務局

今年度工事を行ったものは、事例に載せたモデル事業⑩三保 37 号線だけです。それ以外は設計中、もしくは設計が終わっている段階などで、まだ工事着手していないものばかりです。

遠藤会長

では、仮にもうひと頑張りできるのであれば、来年度、完成した工事の現場を、景観の評価を簡素化したチェックシートをもとに現地を歩いて調査してみると言うことをしても良いですね。まずは三保 37 号線を来年度チェックしてみることですね。

事務局

現場が完成しましたら、毎年度末に報告書を作成し道路設計部局に周知していきます。報告書で、協議内容と協議による整備結果を報告し、景観協議の重要性を周知していきたいと考えています。

遠藤会長

報告書は、チェックシートの内容がしっかりできているかどうかの報告ですよね。その上の段階として、それを評価していく仕組みが必要になります。今日の議論をまとめると、市民の声が大事だと言うことにはなりますが、いきなりそれを行ってしまうと、道路設計部局に対する騙し討ちになってしまうので、まずは内部で第三者的な視点から評価ができる仕組みができれば良いですね。

事務局

ご相談になりますが、この景観審議会も市民委員の方がいらっしゃいますので、毎年度末にその年

度に協議をして完成した工事を景観審議会に報告し、意見をもらうというのも一つの評価の仕方になると考えています。

長尾委員

説明資料 23 ページ、三保 37 号線の完成写真について感想になりますが、入口がすごく分かりやすく良いです。人が出入りする範囲が格子デザインになっていて良いです。整備前の写真はあまりにも汚いですが、整備後の舗装は人への配慮がされていて良いです。

事務局

格子デザインは、この施設内の駐車場内に砂利飛散防止のプラスチックの格子枠があり、そのデザインから着想を得ています。

長尾委員

なるほど。すごくいいなと思います。

藤田委員

初めての参加ですが、発言させてください。造園緑化協会に席を置くものですが、かつては私も役所に勤めていましたので、行政の縦割りのところを打ち破ろうとする今回の取組は高く評価したいと思います。植樹は、コンクリートや金属の構造物のように、完成したからそれで終わりというものではなく、生き物ですから成長し枝も伸びます。落葉樹だったら落ち葉が発生します。その時にどうやって景観を維持していくかと言うことが問題になります。やはり地元に住んでいる方の理解が無いと、落ち葉が多くて困るので切ってほしいという話になってしまいます。今回の取組は役所内部の話ですが、今後は理想を言えば地元住民が景観にコンセンサスを得るような場を作って、役所が整備したあとも、地元住民が景観の維持に協力してくれるような関係を築ければ良いなと感じました。

岩崎委員

三保 37 号線の整備も良いですが、静岡ガスと NHK がある道路（駿河区八幡の高松日出線）もすごく良いと思います。私は良くあの道路を通るのですがとても気持ちが良いです。これが本当の道路行政からのご褒美だと思います。あの通りは広くて安全です。この道路は市役所だけで整備したのか、それとも地域も関わったのか分かりませんが、気持ちよく利用しています。

遠藤会長

ありがとうございます。長い間、道路がきれいに保たれているのであれば、地域の方が落ち葉清掃など行っているのかもしれないね。

事務局

あの道路は、地域の方が積極的に関わっており、沿道の静岡ガス敷地では地域のイベントも行われ

ており、地元や静岡ガスさんや NHK さんの協力体制ができています。こういうところにも、景観担当が仲間に入れてもらい、一緒に頑張っていきたいと思っています。

遠藤会長

まずは、こういう取組があることが知られていないというのが課題ですね。まずは「この場所ではこういうことを行っている。」という情報を広く知らせることができたら良いですね。

事後の評価や、地域の方が道路にどう関わっていくのかというのが大事なポイントですね。道路整備後の仕組み、発信の仕組み、市民の方がノウハウを共有していく仕組みが大切です。その他のご意見はいかがでしょうか。

町田委員

道路設計部局と調整し、役割分担をしっかりと決めてあることはとても良いと思います。しかし、その後設計や施工をすると、現場の方の理解もいるのかなと思います。そのためには現場の方に、景観配慮が大事な理由を伝えていくことが大事になります。それがないと、余分な仕事が増えたと感じられてしまいます。現場の方の理解が得られる仕組みも何かあれば良いなと思います。

遠藤会長

そうですね、あまり双方がストレスなく進められれば良いですね。

そのほかよろしいでしょうか。では、色々な意見が出ましたので事務局の方で取りまとめたいただき、早速来年度は、今回説明がありました協議対象の選定の方法と、道路設計部局への関与の方法で進めていただければと思います。選定の方法では、フローで協議対象から外れてしまう生活道路や通学路なども重要だと言う意見がありましたので、フローの中でどう盛り込むのか事務局で考えていただければと思います。それから設計後の事後評価の仕方について、宿題として考えていただければ、この取組方法で進めていくということで、委員の皆様よろしいでしょうか。では、宿題の部分を事務局は考えていただきながら、まずはスタートしてもらえればと思います。

事務局

ありがとうございました。本日いただいた意見をもとに上手に運用していければと思います。今後、道路の選定作業を早速行っていきますが、本日いただいた意見を参考に進めていきたいと思っています。

【報告事項①】

「都市景観表彰事業 静岡市まちかどコレクション 2022- '23」について

※事務局より報告

【報告事項②】

「景観事業への取組について(梶原山公園の視点場環境整備)」

※事務局より報告

遠藤会長

素晴らしいですね。元々のベンチやテーブルは、そこから見ることを想定して置いていない感じがしますね。眺望を楽しめる公園のリニューアルを手掛けていくという野心的なプロジェクトで非常に良いと思います。

事務局

職員の手でできる範囲でやりたいというのが、事務局の中にもありました。

町田委員

今、環境省と国立公園の仕事を行っておりますが、展望地の眺望問題がすごく多いです。部局がまたがっていて中々うまく進まないことがあります。今回のように、市の方が実際に率先して作業を行っているというのは、学会やフォーラムをやるくらい素晴らしい取組だと思います。感動しました。

遠藤会長

続報お待ちしております。

事務局

今回は完全に自前で職員皆で汗をかいてやりました。こういうことはどんどん率先してやっていきたいと思います。

それでは、これにて本日の審議事項、報告事項は以上になりますが、最後に皆様から意見はありませんでしょうか。ないようでしたらこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。